

宮代町手話施策推進方針

令和6年3月21日

手話が言語であるということを全ての町民が理解し、手話を使って安心して暮らすことができる環境を整え、ともに支え合う地域社会を実現することを目指すため、宮代町手話言語条例（令和5年宮代町条例第16号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、宮代町における手話施策を推進するための方針を次のように定めます。

（1）手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策（条例第7条第1項第1号）

全ての町民が、手話が言語であることを認識し、手話や手話を必要とする人への理解を深め、手話を身近なものとするのが大切です。そのため、宮代町は、手話に関して継続的に周知啓発をするとともに、学ぶことができる機会の拡充に取り組めます。

（2）手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境の整備に関する施策（条例第7条第1項第2号）

手話を必要とする人は日常生活や社会生活に必要な情報を手話で取得することが必要です。そのため、宮代町は、様々な場面で手話による情報発信や手話を使いやすい環境づくりに取り組めます。

（3）手話による意思疎通の支援に関する施策（条例第7条第1項第3号）

手話を必要とする人にとって日常生活や社会生活の中で手話によりコミュニケーションをとることができる地域での安心した暮らしにつながります。そのため、宮代町は、手話を必要とする人が日常生活や社会生活を営むために必要な手話による意思疎通の支援を実施します。

（4）その他町長が必要と認める施策（条例第7条第1項第4号）

条例第7条第1項第1号から第3号に掲げる施策のほか、必要な施策を推進します。

各施策の推進に関し、必要に応じて、この推進方針を見直すこととします。

宮代町手話施策推進方針に基づき実施する取組み

令和6年3月21日

（1）手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策（条例第7条第1項第1号）

- ①ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発をします。
- ②事業者、児童生徒等に向けた啓発をします。
- ③手話を学ぶ機会を拡充します。
- ④イベント等の実施に向けた検討をします。

（2）手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境の整備に関する施策（条例第7条第1項第2号）

- ①手話を使いやすい役場窓口を目指します。
- ②手話による情報発信に努めます。
- ③災害時避難所における情報提供の体制を整えます。
- ④町が実施する説明会や行事等における手話通訳を検討します。

（3）手話による意思疎通の支援に関する施策（条例第7条第1項第3号）

- ①手話通訳者の派遣を継続します。
- ②緊急時の手話通訳に取り組めます。

（4）その他町長が必要と認める施策（条例第7条第1項第4号）